

補助金に係る消費税及び地方消費税
仕入控除税額報告マニュアル

令和6年3月
長野県農政部

1 目的

本マニュアルは、補助金交付事務における消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の概要と取扱いについて、事務処理を適正に行うために作成するものである。

なお、本マニュアルでは、消費税相当額の返還手続やそれに必要な様式等を記述しているが、各補助事業の交付要綱等で既に定められているものについては、当該要綱等に従うこととする。

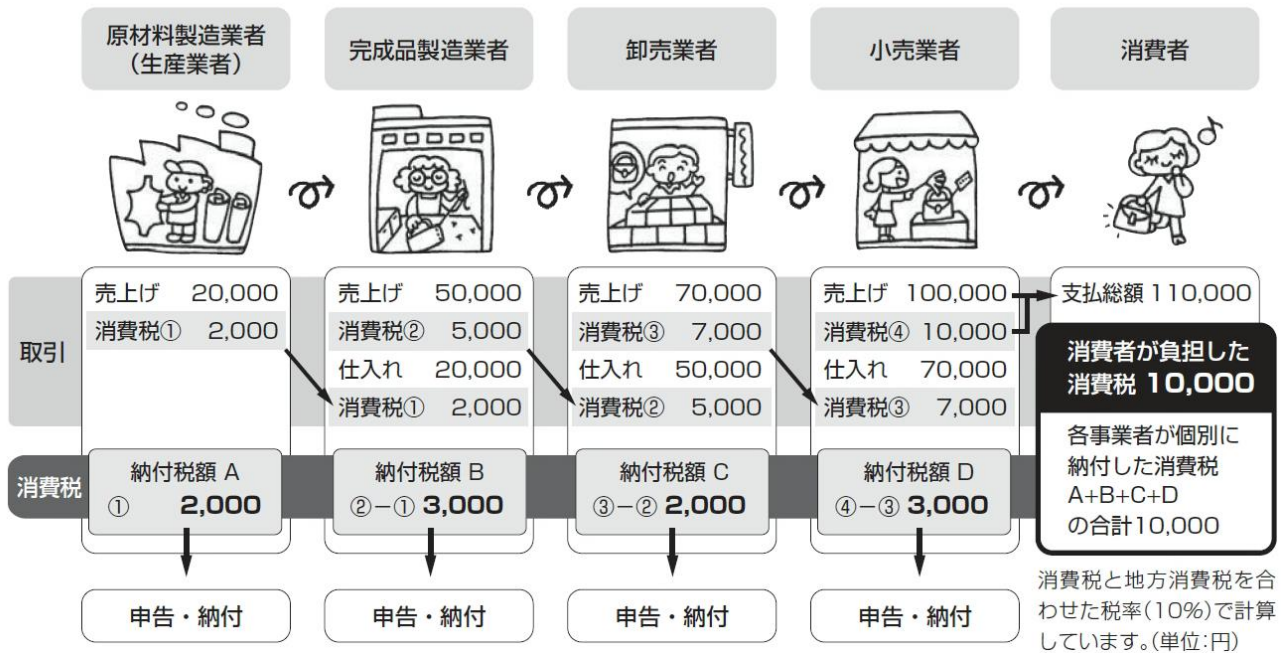
2 消費税の仕組み

(1) 概要

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税されるもので、最終的に商品を購入する消費者が負担し、納税義務者である事業者が納める。

また、消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られている。（仕入税額控除制度）

○消費税の負担と納付の流れ

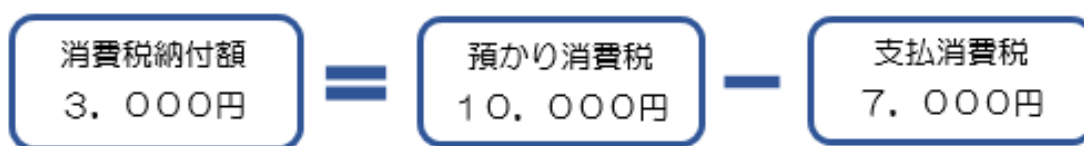


出典：国税庁「消費税のあらまし」

(2) 仕入税額控除制度

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税（預かり消費税）から期間中に支払った消費税（支払消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度である。

例えば、(1)の図における「小売業者」の場合、預かり消費税（売上げに含まれる消費税）の10,000円から、支払消費税（仕入れに含まれる消費税）の7,000円を控除した3,000円が、消費税納付額となる。



(3) 補助事業における仕入控除税額の取扱い

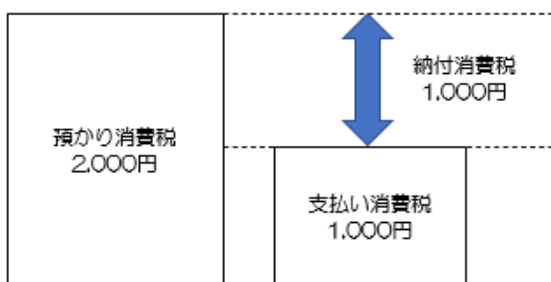
税制上、補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、当該補助金は預かり消費税の対象とはならない。よって、補助事業で支出した消費税を含めて仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなるため、当該仕入控除税額分の補助金を返還する必要がある。

○消費税の申告イメージ

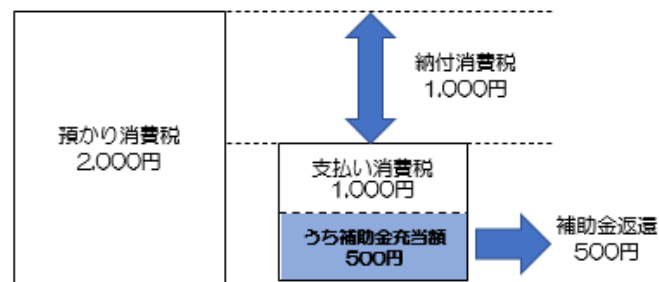
【売上：本体 20,000 円、消費税 2,000 円】

【仕入：本体 10,000 円、消費税 1,000 円】の場合

(ア) 補助金なし



(イ) 補助金あり（補助率 1/2 の場合）



3 補助金交付事務における手続き

補助金に係る消費税の仕入税額控除を受けた場合で、当該消費税相当額（仕入控除税額）が明らかとなったときは、速やかに補助事業者に報告を求め、返還金が生じたときは返還させる。

(1) 交付決定時の取扱

交付決定の際は、原則として消費税を補助対象経費に含める。

《補足》仕入控除税額の算出は、補助事業者の消費税に係る確定申告内容を考慮する必要があるが、交付決定の段階で、補助対象経費に係る消費税の確定申告が完了していることは想定されないため、消費税を補助対象経費に含めること。

(2) 仕入控除税額の報告

① 実績報告時

補助事業完了後、実績報告までに仕入控除の対象となる消費税相当額が明らかとなった場合、実績報告及び額の確定は、消費税仕入控除税額を除いた額で行う。このとき、消費税仕入控除税額積算表（別紙 1）により消費税仕入控除税額の積算を確認すること。

②額の確定後

補助金の額の確定後に仕入控除の対象となる消費税相当額が明らかとなった場合、県は補助事業者に対し、消費税の確定申告書を提出した日（税務署の受領日）から30日以内を目安に消費税仕入控除税額報告書（様式1）及び消費税仕入控除税額積算表（様式別紙1）を提出するよう求める。

なお、補助金返還額が無い場合であっても報告を求めること。

《補足》実施主体別の消費税に係る確定申告期限については、下記のとおり。

補助事業者	課税期間	申告期限 (課税期間終了日の翌日から)
個人事業主	1/1～12/31	3/31 まで
法人	事業年度	2か月以内※
地方公共団体の特別会計	会計年度	6か月以内
地方公営企業	会計年度	3か月以内

※消費税申告期限延長届出手続を行っている場合は3ヶ月以内。また、消費税法別表第三に掲げる公益法人等については、特例により期限が異なる場合がある。

(3) 補助金の返還手続き

補助事業者は、消費税仕入控除税額報告書（様式1）に基づき県が発行する納入通知書により、返還を通知した日から20日以内に消費税相当額を納める。

なお、補助事業者から返還された補助金に国庫が含まれる場合は、当該事業の交付要綱により適切に国へ返還する。

4 消費税仕入控除税額（県への返還額）の計算方法

仕入控除税額の計算方法については、補助事業者の確定申告内容によって次のとおり区分される。

(1) 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{課税仕入額} \times 10/110 = \text{返還額}$$

(2) 課税売上高が5億円超、又は、課税売上割合が95%未満の場合

① 個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{課税売上対応分}^{*1} \times 10/110 \cdots \boxed{A} \\ \text{共通対応分}^{*2} \times 10/110 \times \text{課税売上割合} \cdots \boxed{B} \end{array} \right\} \boxed{A} + \boxed{B} = \text{返還額}$$

※1 補助対象経費のうち、課税売上のみによする課税仕入のこと。

※2 補助対象経費のうち、課税売上と非課税売上とに共通して要する課税仕入のこと。

②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{課税仕入額} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{返還額}$$

●インボイス制度について

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始された。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入については、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入であっても、経過措置により仕入税額相当額の一定割合を控除できる。

期間	経過措置の内容
令和5年10月1日～令和8年9月30日	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除可能
令和8年10月1日～令和11年9月30日	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき仕入税額相当額の50%を仕入税額とみなして控除可能

(様式1)

年度 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

補助事業者

年 月 日付け 指令 第 号で補助金の(変更)交付決定のあった 事業
について、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等交付規則第13条第1項の補助金の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ② 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ③ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入すること。

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は前々年に係る所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類